

南アルプス国立公園

公園計画書

(公園計画の一部変更)

(環境省案)

平成 年 月 日

環 境 省

目 次

| | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 変更理由 | 3 |
| 2 | 事業計画 | 4 |
| | (1) 生態系維持回復計画 | 4 |
| | ア 生態系維持回復事業 | 4 |

1 変更理由

南アルプス国立公園は昭和39年6月1日に指定され、昭和51年3月22日に大井川源流部が原生自然環境保全地域に指定されるのに伴い公園区域を変更した。

本公園は、山梨、長野及び静岡の3県にまたがり、我が国第2位の高さを誇る北岳(3,193m)を始め、標高3,000mを超える高峰を擁する我が国有数の山岳公園である。また、本公園は植生の垂直分布が顕著であり、キタダケソウ、タカネビランジ等南アルプス固有の高山植物も生育しており、生物多様性の保全上重要な地域である。

しかし、1990年代末から、ニホンジカの生息域の拡大、個体数の増加により高山帯の高山多年生草本群落や亜高山帯の高茎草本群落等の植生においてニホンジカの採食圧による影響が報告されるようになり、その後の10年間で急速に影響が拡大し、深刻化している。そのため、ニホンジカの防除等の対策を早急に行う必要がある。

このため、ニホンジカの防除等の対策により影響を低減し、本公園の生態系の維持又は回復を図るため、公園計画に生態系維持回復事業を追加する。

2 事業計画

(1) 生態系維持回復計画

生態系維持回復計画を次のとおりとする。

ア 生態系維持回復事業

次の生態系維持回復事業を追加する。

(表 1 : 生態系維持回復事業追加表)

| 番号 | 名称 | 位 置 |
|----|-------|-------------|
| 1 | 南アルプス | 南アルプス国立公園全域 |

| 事業の実施方針 | 旧計画との関係 |
|--|------------|
| <p>南アルプス国立公園において、1990年代末からニホンジカの生息域の拡大、個体数の増加により高山帯の高山多年生草本群落や亜高山帯の高茎草本群落等の植生においてニホンジカの採食圧による影響が報告されるようになり、その後の10年間で急速に影響が拡大し、深刻化している。そのため、ニホンジカの防除等の対策を早急に行う必要がある。よって、本事業では、本公園の生態系の維持又は回復を図るため、ニホンジカの防除等の対策を行う。また、事業の効果を検証するため、ニホンジカの生息状況等の調査及びモニタリングを実施し、より効果的な事業実施に向けて調査研究及び実証試験を行う。</p> | <p>新 規</p> |